

建築物の壁面に設置する広告板の面積基準の緩和について

(「北九州市屋外広告物条例施行規則」の一部改正)

1 概要

本市では、市の良好な景観の形成などのため、北九州市屋外広告物条例を定め、広告物の具体的な大きさや位置などの規格については、種類ごとに同条例施行規則で定めています。

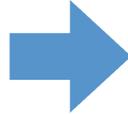
これまで、建築物の壁面に設置する広告板の面積の上限は、取付壁面の面積規模にかかわらず一律に 50 m²とし、大規模建築物や複合商業施設にあつては、企業や店舗の名称等を十分に伝えることが難しい状況になっていました。

このため、商業系や工業系などの用途地域内で、取付壁面の面積が 1,000 m²以上の場合には、壁面の 20 分の 1 まで広告板を設置できるよう、壁面面積に比例した基準に緩和しました。

2 改正内容

改正前

壁面面積の 1/3 かつ
50 m²以下



改正後

壁面面積の 1/3 かつ 50 m²以下。
ただし、取付壁面面積が 1,000 m²以上
の場合は、第二種住居地域、準住居地域、
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工
業地域、工業専用地域内に限り、壁面面積
の 1/20 以下

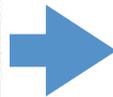
(例)



壁面1,000m²未満



壁面1,000m²以上



(例)



壁面1,000m²未満



壁面1,000m²以上

壁面面積の規模にかかわらず一律の基準

大規模な壁面は、面積規模に応じた基準

3 施行日

令和3年10月29日